

あわら市契約に係る指名停止措置要綱

平成 16 年 3 月 1 日

訓 令 第 30 号

(趣 旨)

第 1 条 この訓令は、あわら市入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 条 市長は、有資格者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の指名停止を行ったときは、市が契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成人（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る有資格者を構成人に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 有資格者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後 1 年（別表第 2 の第 1 号から第 1 4 号までの措置要件に該当する場合は 3 年）を経過するまでの間に、別表

各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍とする。

- 3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定により指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条の2 市長は、第2条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間の短期を次の各号に定める期間とする。

- (1) 市が発注する工事等に関し、談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第11号又は第13号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍の期間(当該事案について、代表役員等又は一般役員等の関与が明らかである場合に限る。)又は1.5倍の期間とする。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に

関し別表第2第11号又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるときは、それぞれ当該各号に定める期間に1月を加算した期間とする。

- (3) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第13号又は第14号に該当する有資格者に悪質な事由があるときは、それぞれ当該各号に定める期間に1月を加算した期間とする。

（指名停止の通知）

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定による指名停止を解除したときは、主管課長及び当該有資格者に対し遅滞なく、指名停止通知書（様式第1号）、指名停止期間変更通知書（様式第2号）又は指名停止解除通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市との契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 市長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定は、別表第2第4号から第10号に該当するものとして指名を停止された有資格者については、適用しない。

（下請等の禁止）

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格者が市との契約の履行を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第8条 市長は指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格者に対し書面又は口頭で警告、必要な措置の勧告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことができる。

(経営不振等に対する措置)

第 9 条 市長は、別表各号に掲げる措置要件に該当するおそれがある場合のほか、有資格者が経営不振に陥ったと認められるとき等、市との契約を履行させるのにふさわしくないと認められるときは、当該有資格者について指名の対象外(以下「指名除外」という。)とすることができる。

2 市長は、前項により指名除外としたときは、主管課長に対し、遅滞なく指名除外通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により指名除外とした有資格者について、指名除外とする理由がなくなると認められるときは当該有資格者について指名除外を解除するものとし、指名除外の解除をしたときは主管課長に対し、遅滞なく指名除外解除通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(報告)

第 10 条 課長は、有資格者に指名停止又は指名除外の事由があると認めるときは、指名停止・除外事由発生通知書(様式第 6 号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 主管課長は、指名停止又は指名除外中の有資格者に対し、第 4 条第 5 項により指名停止の期間を変更し、又は同条第 6 項により指名停止を解除し、若しくは第 9 条第 3 項により指名除外を解除することが相当と認めるときは、指名停止期間変更事由発生通知書(様式第 7 号)又は指名停止・除外解除事由通知書(様式第 8 号)により速やかに市長に報告するものとする。

(委員会の承認)

第 11 条 市長は、第 2 条、第 3 条、第 4 条及び第 9 条の規定による措置を行うときは、あらかじめあわら市指名審査委員会の審議を経るものとする。

2 市長は、別表第 2 の第 4 号から第 12 号までに掲げる措置要件に関し前項の審議を行うときは、あらかじめ県警察本部長に対し文書により意見を求めるものとする。

(指名停止等の事務)

第 12 条 この訓令に定める指名停止等に関する事務は、総務部監理課で行うものとする。

附 則

この訓令は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事故等に基づく措置基準

（虚偽記載）

- 1 市との契約に係る入札に当たり、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

[当該認定をした日から1月以上6月以内]

（過失による粗雑工事等）

- 2 市との契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）

[当該認定をした日から1月以上6月以内]

（契約違反）

- 3 第2号に掲げる場合のほか、市との契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

[当該認定をした日から1月以上4月以内]

（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）

- 4 市との契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。

[当該認定をした日から1月以上6月以内]

（安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故）

- 5 市との契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

[当該認定をした日から2週間以上4月以内]

(市以外での粗雑行為等)

- 6 市以外の福井県内の公共機関との契約に係る第2号から第5号までの各号のいずれかに該当する事実があり、かしが重大であると認められるとき。

[各号に定める期間の $\frac{1}{2}$ 以内]

別表第 2 (第 2 条関係)

不正行為等に基づく措置基準

(贈 賄)

- 1 有資格者である個人(以下単に「個人」という。)若しくは有資格者である法人(以下単に「法人」という。)の役員又はその使用人が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

[逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 12 月以内]

- 2 前 1 号に掲げる者が、福井県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

[逮捕又は公訴を知った日から 2 月以上 9 月以内]

- 3 個人又は法人の役員が市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

[逮捕又は公訴を知った日から 2 月以上 6 月以内]

(暴力団関係者)

- 4 有資格者が、次に掲げる者であるとき。

[当該認定をした日から 2 月以上 24 月以内]

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号の暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

ウ 法人その他の団体であって、ア又はイに掲げる者がその役員(その経営に事実上参加している者を含む。)となっているもの

エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響を有する者(ウに該当するものを除く。)

- 5 個人又は法人の役員、使用人が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るた

め、又は第三者に損害を加えるために、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」という。)を利用したと認められるとき。

[当該認定をした日から2月以上24月以内]

6 個人又は法人の役員、使用人が、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相手方が暴力団、暴力団員等又はこれらの者が指定した者であることを知って、それらの者に対し、相当の対償のない利益の供与(金品その他の財産上の利益の供与をいう。)をしたと認められるとき。

[当該認定をした日から2月以上12月以内]

7 個人又は法人の役員、使用人が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるとき。

[当該認定をした日から2月以上12月以内]

8 個人又は法人の役員又は使用人が、下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号から前号までに該当すること(当該相手方が有資格者でない場合を含む。)を知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

[当該認定をした日から2月以上12月以内]

9 有資格者が暴力団又は暴力団員等であることを知らないで第5号から前号までに規定する行為を行ったものとして市長が書面で警告等をした場合において、当該警告等を受けた日から1年以内に再度警告等を受けたとき。

[当該認定をした日から2月以上12月以内]

10 有資格者が、市が発注する契約の履行に当たり、暴力団員等から不当介入(事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害をいう。)を受けた場合において、市長が市及び警察への通報を指導し、並びに書面で警告等したにもかかわらず、当該通報を行わなかったとき。

[当該認定をした日から 2 月以上 12 月以内]

(独占禁止法違反行為)

- 11 福井県内及び福井県近郊の府県内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

[当該認定をした日から 2 月以上 12 月以内]

- 12 前号の地域以外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

[当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内]

(談 合)

- 13 福井県内及び福井県近郊の府県内において、個人若しくは法人の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

[逮捕又は公訴を知った日から 2 月以上 6 月以内]

- 14 前号の地域以外において、個人若しくは法人の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

[逮捕又は公訴を知った日から 1 月以上 1 2 月以内]

(建設業法違反等行為)

- 15 建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

[逮捕又は公訴を知った日から 1 月以上 1 2 月以内]

(不正又は不誠実な行為)

- 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

[当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内]

17 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手として不適當であると認められるとき。

[当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内]

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(その 1)

第 号
年 月 日

関 係 各 課 (室) 長

あわら市長

指 名 停 止 通 知 書

あわら市契約に係る指名停止措置要綱第 2 条第 1 項別表第 1 の 8 の規定に基づき、この度、次のとおり指名停止を行うこととしたので、指名事務の執行につき、遺憾のないよう願います。

1 業者の表示

2 指名停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで

様式第2号(第5条関係)

(その1)

第 号
年 月 日

関係各課(室)長

あわら市長

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知した下記業者について、この度当該指名停止期間を変更したので、指名事務の執行につき遺憾のないよう願います。

1 業者の表示

2 従前の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 変更後の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 変更の理由

(その2)

第 号
年 月 日

様

あわら市長



指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止
を行った旨を通知をしたところであるが、この度、次のとおり当該指名停止期間
を変更したので通知する。

- 1 従前の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 変更後の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 変更の理由

様式第3号(第5条関係)

(その1)

第 号
年 月 日

関係各課(室)長

あわら市長

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨
を通知した下記業者について、この度当該指名停止を解除したので通知する。

1 業者の表示

(その2)

第 号
年 月 日

様

あわら市長

印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度当該指名停止を解除したので通知する。

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

関係各課(室)長

あわら市長

指 名 除 外 通 知 書

あわら市契約に係る指名停止措置要綱第9条の規定に基づき、この度下記業者に対し、次のとおり指名除外とする措置を行うこととしたので、指名事務の執行につき遺憾のないよう御配慮願います。

1 業者の表示

2 指名除外とする期間 年 月 日から

3 除外理由

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

関係各課(室)長

あわら市長

指名除外解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名除外を行った旨
を通知した下記業者について、この度当該指名除外を解除したので通知する。

1 業者の表示

様式第 6 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

あわら市長 様

課 (室) 長

指名 停止
除外 事由発生通知書

あわら市契約に係る指名停止措置要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

該当有資格者の商号 代表者氏名、所在地		
指名停止等の事由	該当条項 別表の措置要件	
	事実の内容	

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

あわら市長様

課(室)長

指名停止期間変更事由発生通知書

下記の者に対する指名停止につき、次の理由により、その期間を短縮(延長)することが相当と認められるので、あわら市契約に係る指名停止措置要綱第10条第2項の規定に基づき報告します。

指名停止業者 商標 代表者氏名 所在地	
理由	

様式第 8 号 (第 10 条関係)

第 号
年 月 日

あ わ ら 市 長 様

課 (室) 長

指 名 停 止 解 除 事 由 通 知 書
指 名 停 止 除 外

次の者に対する指名停止（除外）につき、下記理由により解除することが相当と認められるので、あわら市契約に係る指名停止措置要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき報告します。

指 名 停 止 業 者 商 標 代 表 者 氏 名 所 在 地	
理 由	